

令和8年度 保育料月額一覧(時津町)

- ・3歳児クラス～5歳児クラスの子どもについては、令和元年10月から無償化が実施されています。
- ・0歳児クラス～2歳児クラスの子どもについては、以下の表の保護者等所得の階層区分を基に保育料が決まります。詳細については、下部①～③を参照してください。

【 】内はひとり親世帯等 (単位:円)

階層	保護者等所得の階層区分	保育標準時間			保育短時間			
		第1子	第2子(※)	第3子以降	第1子	第2子(※)	第3子以降	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
2	市町村民税均等割非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
3	市町村民税所得割非課税世帯	17,500 【8,200】	0	0	15,700 【7,400】	0	0	
4	市町村民税所得割課税額	100円～ 48,599円	18,500 【8,700】	0	0	16,600 【7,800】	0	0
5-1		48,600円～ 57,699円	26,000 【9,000】	0	0	23,400 【9,000】	0	0
5-2		57,700円～ 77,100円						
6		77,101円～ 96,999円	27,000	0	0	24,300	0	0
7		97,000円～ 168,999円	41,500	0	0	37,300	0	0
8		169,000円～ 211,200円	55,500	0	0	49,900	0	0
9		211,201円～ 300,999円	56,500	0	0	50,800	0	0
10		301,000円～ 396,999円	62,500	0	0	56,200	0	0
11		397,000円以上	68,500	0	0	61,600	0	0

①多子世帯の負担について

0歳児クラス～2歳児クラスの第1子:全額、第2子:無償化(※)(R7.4.1～)、第3子以降:完全無償化

※ 小学校就学前の範囲において、幼稚園や保育園等を同時に利用する最年長の子どもから順に、第2子は無償化となります。

<第2子の年齢制限が撤廃される世帯>

第1階層～第5階層の一部(表5-1)に該当または、ひとり親世帯等の第5階層(77,100円)以下に該当する世帯

②多子世帯軽減対象世帯の証明

保育所(園)入所申請児童以外のきょうだい児について、利用申込書等への記載・在園証明書等の確認書類を必ず提出してください。提出が無い場合は、多子世帯の負担軽減の対象とならない場合がありますのでご注意ください。原則、在園・利用の事実が確認できた月の翌月から多子世帯の負担軽減対象となります。

③保育料及び副食費免除判定と所得割課税額

・毎年、保育料及び副食費免除の判定を行い、毎年9月から改定します。

令和8年4月分～令和8年8月分…令和7年度市町村民税(令和6年中の収入)により算出。

令和8年9月分～令和9年3月分…令和8年度市町村民税(令和7年中の収入)により算出。

・上記市町村民税所得割課税額には、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除(調整控除除く)は含まれません。